議案第13号

君津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

君津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年2月19日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

消防団員の報酬の額を見直すとともに、出動手当の額と支給方法を変更するため、君津 市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例(昭和45年君津市条例第39号)の一部 を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例

君津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例(昭和45年君津市条例第39号) の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「7,000円」を「10,000円」に改める。

第15条を次のように改める。

(出動手当)

第15条 団員が消防の任務又は訓練のため出動したときは、別表第3に定める手当を支給する。

別表第1部長の項中「29,000円」を「34,000円」に改め、同表その他の団 員の項中「21,000円」を「29,000円」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3(第15条)

区 分	手	当	Ø	額
火災出動手当	1 旦		-	1,800円
風水害等出動手当	"		-	1,800円
警 戒 出 動 手 当	"		-	1,400円
訓練出動手当	"		-	1,400円

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

君津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例新旧対照表

(報酬)

第11条 省略

2 機能別消防団員には年額<u>10,000円</u>の報酬を支給する。ただし、情報収集、交通整理その他の後方支援活動に限って従事する者には支給しない。

第12条 省略

(出動手当)

第15条 団員が消防の任務又は訓練のため出動したときは、別表第 3に定める手当を支給する。

別表第1(第11条第1項)

区 分	報	刪	\mathcal{O}	額		
省略						
部 長	11		3 4	,000円		
その他の団員	11		2 9	,000円		

別表第3(第15条)

区	<u>分</u>		<u>手</u>	<u> </u>	当	の		額
火災出	動 手 当	1	口				1,	800円
風水害等と	出動手当	<u> </u>	<u>'I</u>				1,	800円
警戒出	動手当	<u> </u>	<u>"J</u>				1,	400円
訓練出真	<u>動 手 当</u>		<u> </u>				1,	400円

(報酬)

第11条 省略

2 機能別消防団員には年額<u>7,000円</u>の報酬を支給する。ただし、情報収集、交通整理その他の後方支援活動に限って従事する者には支給しない。

第12条 省略

(出動手当)

第15条 団員が水火災、その他の災害、警戒、訓練に出動した場合においては出動手当として年額6,000円を支給する。

別表第1(第11条第1項)

区	分	報	酬	0)	額	
省略						
部	净	<i>II</i>		29	, 000円	
その他	の団員	11		2 1	,000円	